

第七編

生活安全



交通安全

序 存在することへの不安、そして安全への試み

われわれは、涯^{はて}しない天然の力、ひろがる大地の力、接しあう隣人の力、それらとの和解を試みて、みずからの存在をたしかめて来、たしかめ続けてゆく。それは瞬間々々の安全という現実の連続として、限りなく向上進歩を重ねてゆくであろうところの、人という生物の進化を保証するものであろう。

ではわれわれ人間のくらしとはなにか。われわれのくらしとは、深い淵に渡された一条^{すじ}の綱を渡りゆく行為である。進むにしろ、振り返えるにしろ、立ち停まるにしろ、怖^{おそ}え慄^{おそ}えるにしろ、すべては危険と隣合せである。われわれは、避けられない綱渡りに取り組んでいる。安全への途を探がし試みることに、身も心もすべてを賭^かけつづける。

われわれは、生れながらに、自分の力の乏しさを自覚している。そして、より大なるものを畏敬するつつましさを抱いている。そこで祈^なりの慣^なわしが育つ。さらに群合いの習いも定着して、社会つくりをする。ことばを發明してその磨^あきがかけられる。より高い効果に焦点を合わせて、技^{わざ}を研^とぎつづける。「永い綱渡りの習練」は、ここまで、「生活安全の灯^{あか}し」を累積してきたのである。われわれやなにだにびとが、試みて体得した「安全への知恵」のことごとくのうち、主^{おも}だったものを拾^{ひろ}いあげて、思い返してみよう。

第一章 人籍—戸数・人口

元号年	戸数	人		計	備考
		男	女		
寛保 元(一七四一)	五〇四戸	一三八一人	一四四一人	二八二二人	柳井川村 西谷村 久栖谷村 合計数 柳井川村・西谷村合併して柳谷村となる。 旧中津村分は含まない。
明和 八(一七七二)	六〇〇			二七三一	
明治 四(一八七二)				三一〇七	
〃 二二(一八八九)	五九八	一六六九	一六八一	三三八〇	
〃 三三(一九〇〇)	五八〇	一六七八	一五九一	三二六九	
〃 三四(一九〇一)	六四〇	一五六九	一四六四	三〇三三	
〃 三五(一九〇二)	五五六	一五七四	一四五九	三〇三三	
〃 三六(一九〇三)	五五六	一六六八	一五九一	三二五九	
〃 三七(一九〇四)	五八六	一六六四	一五八五	三二九九	
〃 三八(一九〇五)	五七七	一六八七	一五八九	三二七五	
〃 三九(一九〇六)	五七七	一六七六	一五七七	三二五三	
〃 四一(一九〇八)	五七九	一六七五	一五五一	三二二六	

五 二 九 三 〇	四 二 九 二 九	三 二 九 二 八	二 二 九 二 七	昭 和 元 二 九 二 六	一 四 二 九 二 五	一 三 二 九 二 四	一 一 二 九 二 三	一 〇 二 九 二 二	九 二 九 二 一	八 二 九 一 九	七 二 九 一 八	六 二 九 一 七	五 二 九 一 六	四 二 九 一 五	三 二 九 一 四	二 二 九 一 三	大 正 元 二 九 一 二	四 四 二 九 一 一	四 三 二 九 一 〇	四 二 二 九 〇 九
六 四 五	六 三 九	六 三 七	六 三 六	六 三 四	六 二 七	六 二 二	六 五 一	六 五 六	六 四 九	六 二 五	六 一 八	六 五 六	六 四 六	六 四 三	六 二 八	六 二 五	六 一 九	五 九 九	五 九 八	五 九 一
一 九 七 八	二 〇 二 二	一 九 九 六	一 九 四 六	一 九 三 〇	一 九 五 三	一 九 一 二	一 九 〇 八	一 七 九 二	一 九 四 七	一 八 八 三	一 七 二 五	一 七 九 二	一 七 六 三	一 八 〇 二	一 七 六 九	一 七 七 二	一 七 三 八	一 七 〇 五	一 六 九 九	一 六 八 一
一 八 七 五	一 九 七 二	一 九 〇 八	一 九 七 九	一 八 五 六	一 八 七 一	一 九 〇 四	一 八 九 四	一 八 二 八	一 九 〇 六	一 八 二 四	一 七 六 五	一 七 二 八	一 七 七 一	一 七 七 六	一 七 五 一	一 七 二 八	一 六 八 〇	一 六 七 八	一 六 八 一	一 六 一 七
三 八 五 三	三 九 九 四	三 九 〇 四	三 八 二 五	三 七 八 六	三 八 二 四	三 八 一 六	三 八 〇 二	三 六 二 〇	三 八 五 三	三 七 〇 七	三 四 九 〇	三 六 二 〇	三 五 三 四	三 五 七 八	三 五 二 〇	三 五 〇 〇	三 四 一 八	三 三 八 三	三 三 八 〇	三 二 九 八

国勢調査

元 号 年	戸 数	人		計	備 考
		男	女		
昭和 六(一九三一)	六三二	二〇一八	一八九五	三九一三	
〃 七(一九三二)	六三二	二〇三六	一九一四	三九五〇	
〃 八(一九三三)	六三五	二〇八〇	一九四五	四〇二五	
〃 九(一九三四)	六三七	二一二二	一五八〇	四一〇二	
〃 一〇(一九三五)	六六五	一九七〇	一九四四	三九一五	
〃 一五(一九四〇)	八一九	二二一九	二二二四	四四四三	一九四〇年国勢調査
〃 一九(一九四四)	七七四	二二一四	二二五九	四四七三	
〃 二〇(一九四五)	八五五	二二二五	二三一三	四六三八	
〃 二二(一九四七)	八四九	二二八二	二二六一	四六四三	臨時国勢調査
〃 二五(一九五〇)	一〇二〇	三三九六	二六三七	六〇三三	一九五〇年国勢調査 復員・引揚・出生増
〃 三〇(一九五五)	一三五四	三二六七	三三八六	六六五三	一九五五年国勢調査 旧中津村の一部合併
〃 三五(一九六〇)	一二四九	二八〇八	二九四九	五七五七	一九六〇年国勢調査
〃 四〇(一九六五)	一二一四	二二七八	二三五二	四六三〇	一九六五年国勢調査
〃 四五(一九七〇)	一〇二四	一五〇七	一六七六	三一八三	一九七〇年国勢調査
〃 五〇(一九七五)	九二五	一一八三	一三三五	二五一八	一九七五年国勢調査
〃 五五(一九八〇)	八二八	一〇五五	一一八六	二二四一	一九八〇年国勢調査

第二章 地 籍

第一節 幕藩期 明治四（一八七二）年廢藩置縣まで

一、寛保元（一七四一）年

柳井川村	高 二七〇石五斗七升 田方 二町七畝 畑方 三一町四反	西谷村	高 二五九石二斗八升 田方 三反 畑方 三〇町五反七畝	久主村	高 一四二石四斗四升 田方 二町一反三畝 畑方 一六町三反	黒藤川村	高 二三〇石二斗八升九合 田方 一反二畝 畑方 三四町一反
------	-----------------------------------	-----	-----------------------------------	-----	-------------------------------------	------	-------------------------------------

二、明治四（一八七二）年

柳井川村	高 二七〇石五斗七升 田方 二町七畝 畑方 三一町四反	西谷村	高 二五九石二斗八升 田方 三反 畑方 三〇町五反七畝	久主村	高 一四二石四斗四升 田方 二町一反三畝 畑方 一六町三反	黒藤川村	高 二三〇石二斗八升九合 田方 一反二畝 畑方 三四町一反
------	-----------------------------------	-----	-----------------------------------	-----	-------------------------------------	------	-------------------------------------

第二節 地券設定後 明治一五（一八八二）年

一 柳井川村

總計反別 一七六七町一反九畝六步五合

(内訳)

反別 九三六町一反五畝一步 官有地

内反別 一反 村社

反別 九三六町五畝一步 官林

反別 七八一町四反七畝二七步五合 民有地

内反別 七反七畝二八步五合 墓地石ク口

反別 二一町五畝一二步 田

内 七畝二八步 畑

一反七步 伐替畑

五畝一五步 木生地

三反一畝一二步 草生地

反別 五〇町四反三畝二〇步 畑

内 八步 田

九反一畝八步

九畝二九步

二〇步

五畝七步

三畝二步

反別 七町二反二〇步

反別 二〇一町三反七畝一〇步

反別 四三八町二反一畝一二步

反別 六一町八反二畝二八步

反別 一反五步

反別 四畝

反別 四反四畝一二步

反別 五九町五反六畝八步

内反別 三町二反四畝八步

反別 三反二畝

伐替畑

木生地

竹生地

草生地

物置敷地

宅地

伐替畑

雜木山

草山

寺院敷地

池

墳墓地

官公地

道路

溝渠

反別 五六町

河川

右 認定申請役人氏名

百姓総代

正岡 忠八

組 頭

熊代 純太

戸 長

松浦 正一

副区長

梅木 源平

区長

宮内 安貞

(郡役人)

宮内 安貞

右 許可候也

明治十(一八七七)年三月

愛媛県 印

二 西谷村

総計反別 五一〇二町四畝一五歩

(内訳)

反別 一八二三町八反五畝五歩

官有地

反別 三三二〇町五反六畝五歩

民有地

内反別 一九町三反八畝一八歩

田

反別 四〇町八反三畝二六歩

畑

反別 三四三町四反三畝六歩

伐替畑

右 許可候也

明治一一(一八七八)年二月

反別 八二三町五反二二歩

雑木山

反別 一九九二町九反四畝九歩

草山

反別 二町四反二歩

竹藪

反別 八反一畝

墳墓地

反別 九畝二歩

寺院敷地

反別 五七町六反三畝五歩

官公地

内反別 三反九畝二八歩

道路

反別 三町三反四畝二八歩

溝渠

反別 五二町一反九歩

河川

右 認定申請役人氏名

百姓総代

松井房五郎

組 頭

竹中 吉次

同

森岡英太郎

戸 長兼

松浦 正一

副区長

梅木 源平

区 長

宮内 安貞

愛媛県 印

三 久主村

総計反別 四五八町一反五畝二〇步七合

(内訳)

反別 一反七畝二步

官有地

反別 四七七町九反七畝二八步七合

民有地

内反別 三七町一反二畝一〇步

田

反別 四五町一反一八步

畑

反別 五町一反八畝三步

宅地

反別 一畝二〇步

水車場

反別 一七三町七反一畝七步

伐替畑

反別 一五五町三反三畝一步

雑木山

反別 三七町二反一畝一三歩

草山

反別 三町五反一畝二〇歩

藪

反別 九畝一二歩

寺院敷地

反別 二反二畝二六歩

墓地

反別 四反五畝一八步七合

石クロ

反別 三四町四反一六歩

官公地

内反別 七町七反三畝二步

道路

反別 五町四反七畝五歩

溝渠

反別 二一町二反九歩

河川

右 認定申請役人氏名

百姓総代

亀井 源治

組頭

亀井 利平

戸長(兼)

麻生 種幸

副区長

梅木 源平

区長

宮内 安貞

右 許可候也

明治一〇(一八七七)年二月

愛媛県 印

四 黒藤川村

総計反別 三六八三町二反四畝二八歩

(内訳)

反別 二反二畝六歩

官有地

反別 三五六四町一反二畝二八歩

民有地

内反別 二四町三反一二歩

田

反別 二八町八反七畝一二步

畑

右 認定申請役人氏名

反別 六町八反三畝一三步

宅地

百姓総代 梅木 仁三

反別 三〇四町三畝一步

代替畑

組 頭 古田光太郎

反別 五畝

杉林

戸 長 麻生 種幸

反別 二一〇二町三反五畝二步

雜木山

副 区 長 梅木 源平

反別 五町六反五畝六步

竹藪

区 長 宮内 安貞

反別 一〇八八町六反一畝一步

草山

右 許可候也
明治九(一八七六)年十二月

反別 五畝二三步

草生地

愛媛県 印

反別 一町七反二〇步

山

反別 六畝一五步

学校敷地

反別 七畝一二步

寺院敷地

反別 三畝一〇步

池

反別 一反六畝一四步

墓地

反別 一一九町一反二畝

官公地

内反別 二一町六反四畝

道路

反別 三町八反八畝

溝渠

反別 九三町六反

河川

第三節 明治末期

元号年	明治四四年度末（一九二一—三）	
地名	反	別
畑田	六〇町六反三畝二七步 一九二六町一反二畝二三步 一八町九反四畝二九步	山 林 原 野 雜 種 地
宅地	一八町九反四畝二九步	二二三三七町九反八畝 七步 二畝一〇步 一〇步
— 總計反別 — 四三四三町七反二畝一六步		

第四節 大正末期

元号年	大正一四年度末（一九二六—三）	
地名	反	別
畑田	六二町五反七畝二六步 一八七四町七反五畝 八步	山 林 雜 種 地
	二三八七町七反七畝二四步 一〇步	
— 總計反別 — 四三四三町七反二畝一六步		

柳谷村（旧柳井川村・旧西谷村合併）

柳谷村（同）前

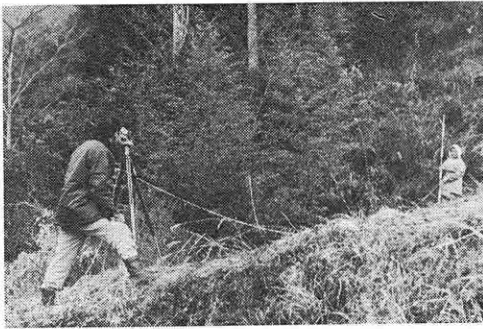
第五節 地籍調査実施直前

宅地	一九町六反二畝一三歩	墓地	一町六反六畝一八歩
総計反別 四三四六町四反九歩			

元号年	昭和四五年度末（一九七一―三）		圏		柳谷村（昭和三〇年合併）
	地目	筆数	面積	積	
田	三七六二 ^筆	一〇三・八七ヘクタール	水道用地	三 ^筆	〇・二三ヘクタール
畑	一四三五五	九二六・一五〃	用悪水路	一三八	四・八一〃
宅地	八二四〇	三〇・一〇〃	堤	一〇六	四・二一〃
池沼	九	〇・二七〃	保安林	五五八	五五八・二二〃
山林	一四二二六	三五六六・七九〃	公衆用道路	七一八	一八・六二〃
原野	五八	一七八・五七〃	雑種地	三三七	一五・六四〃
境内地	一五	一・四四〃	学校用地	四五	一・二八〃
墓地	二九一	一・二六〃			
総計筆数 四二八六一筆		総計面積 五四一・四六ヘクタール			

第六節 地籍調査実施後

地目	字名	元号年	
		昭和五七年度末(一九八三・三)	昭五七年度の字区域変更後)
山林	大字	五二二六 <small>筆</small>	七四六〇 <small>筆</small>
		一九三三・六四 <small>ヘクタール</small>	三七一六・〇六 <small>ヘクタール</small>
保安林	大字	四九七	一五三七
		七〇一・三五	二五三六・八一
畑	大字	三〇〇	七一一
		一八・四七	四三・七四
牧場	大字	一九五三	二六二七
		九三・六三	一〇八・九五
原野	大字	三五	八
		二・二七	一〇八・五五
水道用地 公衆用道路	大字	一	二七
		〇・〇一	二八・〇八
宅地	大字	六四九	五六〇
		一七・三七	一四・五三
雑種地	大字	一四三	一六一
		五・六一	一四・四二
墓地	大字	一〇二	九四
		一・二六	〇・九四
学校用地	大字	一三	三
		二・六六	〇・四八
堤・公園	大字	(堤) 一一	(堤) 二
		〇・二六	〇・四一
山林	大字	五二二六 <small>筆</small>	三九四四 <small>筆</small>
		八一二・二六 <small>ヘクタール</small>	二四二・二五
保安林	大字	四九七	一四三
		七〇一・三五	八九三
畑	大字	三〇〇	一四三八
		一八・四七	五・八一
牧場	大字	一九五三	一四三八
		九三・六三	六五・七八
原野	大字	三五	一九
		二・二七	一・四〇
水道用地 公衆用道路	大字	一	七
		〇・〇一	〇・〇六
宅地	大字	六四九	三四二
		一七・三七	一一・九〇
雑種地	大字	一四三	一四三
		五・六一	四・〇〇
墓地	大字	一〇二	一二三
		一・二六	〇・九四
学校用地	大字	一三	四
		二・六六	〇・四五
堤・公園	大字	(堤) 一一	(堤) 二
		〇・二六	〇・一〇

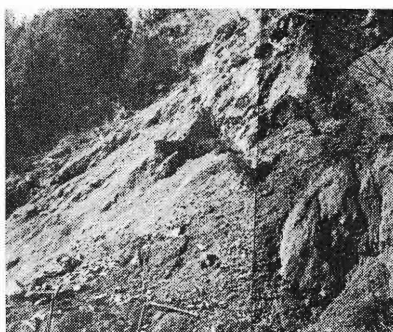


西谷古味地籍調査

合計	池沼		境内地		長狭物 (道・水)	
	筆	〇	筆	〇	筆	〇
八八五〇	一五	一・〇五〃	六	〇・八七〃	一五六・六二〃	
二九三七・〇七〃						
一三四二九	二	〇・三一〃	四	一・一九〃	一七三・五七〃	
六七六七・四六〃						
七〇七九	一六	一六	五	〇・六九〃	八三・九三〃	
一二七九・四七〃						
総計 二九三五八筆、 一〇九八四・〇〇ヘクタール						

第三章 天 災

西南日本の外帯に位置する我が村は、黒潮からの雨雲の北上を、四国カルスト台地が阻^はんで、外帯の海岸地帯をこえる多雨地帯となる。わけて晩夏から中秋にかけての台風期には、台風進路が近接すること多く、風害を伴う出水の災害に年数回見舞われる。たとえ進路が、東側・西側いずれの北上であるにせよ、台風圏内である限り、その風水被害は免かれない。だからわが村の天災は、風水害がほとんどである。遠く庄屋制のころからの災害記録を抜き書きしてみる。元和四（一六一八）―八―四、大出水。同五（一六一九）冬、豪雪。同六（一六二〇）―六、大出水。寛永元（一六二四）



台風による村道の災害



黒川橋流失

―二―一三、地震。寛文九（一六六九）、大出水、晩秋風雪による冷害。同―三（一六七三）、大出水。延宝二（一六七四）大出水。同三（一六七五）八―四、大出水。同六（一六七八）―七―一八、大出水。同七（一六七九）―八―一四、大出水。天和三（一六八三）豪雪。貞享元（一六八四）―一〇―九、大風。同二（一六八五）―五―二二、大出水。七一、降雹。七一三〇、大出水。同三（一六八六）―五―一九、大出水。

元禄四（一六九一）―八一二、風水害。などの記録でほとんど風水害が大部分を占めている。享保一七（一七三二）―一五七、氷雨による冷害。天明二（一七八二）―天明七（一七八七）冷害による飢饉。天保四（一八三三）―同七（一八三六）冷害による飢饉。以来今日まで約一世紀に亘って、毎年数回の台風災害を含む天災が繰返えされてきた。昭和九（一九三四）―九、室戸台風。同二〇（一九四五）―九、枕崎台風。同二五（一九五〇）―九、ジェーン台風、同二六（一九五二）―一〇、ルース台風。同三四（一九五九）―九、伊勢湾台風。同三六（一九六一）―九、第二室戸台風。従来台風名は、上陸地点あるいは通過地点を冠して呼んでいたが、昨今はその年内の発生番号を冠して、何号台風と呼んでいる。

被害状況については、以前は農作物・人畜・建物などに関わるものであつたが、諸種の開発が進むにつれて、道路・溝渠・橋梁など各種工作物に関わるものが多くなつた。そのうち特筆すべきものとして、昭和三八（一九六三）年八月九日の台風九号は、行方不明者一名をはじめ、龍宮橋の流失、とくに高野本川の氾濫による災害は大きく、未曾有の大被害となつて、激甚災害の適用地域となつた。また、昭和五七（一九八二）年八月二七日、第一三号台風（降水量、五黒電六二六・面一電四五七ミリメートル、国道三三号線柳谷洞門路面陥没）は、天災中の特例として、われわれ柳谷村民の脳裏に強く銘記されるものとなるであらう。

第四章 信 仰

赤ん坊は、誕生して自分の小宇宙に暮らしを始めると、「瞬き」^{また}して自己防衛・生活安全の第一歩を経験する。わが村の人々は、この柳谷の大地に種を播くと、そのゆたかな稔りを願い、翌年のくらしの安らぎを祈念した。これが信仰へのスタートではなかったか。信仰の相手方が、自然の具体物であれ、おのが心中の幻影であれ、自分のちからに限りあることを自覚するものが、より大いなるものに対して抱く、おのずからなる畏れ敬う祈りであったであろう。こうして、呼び合い群れ合つて、その願いの中心となるものを求めたであろう。それがごく素朴ながら、祠^{ほら}や辻堂^{つじどう}となり、くらしのひろば、自然のうちのひろばとして、大きく郷びらきのちからとなつていったと思う。

第一節 神社祠一覽

宮地	社祠名	創	立	祭	神	由	緒
大窪谷	早虎神社	推古代四(五九六)一〇、神 說 龜五(七二八)一九一、二四の二		天照大神・天忍穗命・天津彦根命・櫛樟日命・建速素盛鳴命外六柱		御三戸宮より移す 仁平三年(一一五三)源朝臣頼政が現在地に再建したと伝えられている。	

小黒川サ キダニ奥	新田二社	明治五（一八七二）合祀	海津見命・美都婆女命	
永野ウシ ロ山	十二社宮		岡・常立命ほか一柱	
河前ミチ ノマエ	巖島神社	天保四（一八三三）六一一七 明治一四（一八八一）再請願	市杵島命・事代主命	永野・本村・河前三組の主神と 唱える
永野ウシ ロ	八幡宮		八千戈命	
永野ミヤ バンラ	三峯神社	太古日本国高山三山神請願	大山祇命・草野姫命	明治四（一八七一）早虎神社合 祀
河前 立野	三社宮		天御中主神・高魂神外六神	
大窪谷ヒ ウラ	匍高神社	太古より鎮座	下照姫命・高木神	早虎神社の姉宮といわれる
河前ヒキ チ	産母神社		豊受姫命・八心思○命	紀州熊野神社より分霊請願し奉 る
大窪谷テ ンシン宮	日野天満宮		木花咲爺姫命	
大窪谷エ ビスンヤ	杵築神社		菅原道真公	
松木ハン バ	鎌倉八幡宮		大國主命・事代主命	太古氏祖開伐し、来多新三郎請 願由
河前野地	日野三社八 幡宮	太古当地祖祭を始めたころ	応神天皇・天日一命	
高地休場 ンラオ	白尾神社		火魂命・水神毘佐主	極めて大木あり。明治四〇年頃 伐材
高地休場	風鎮社	明治初年早虎神社に合祀	天手力男命	
			組長津彦命・組長津姫命	喜多郡大洲から遷宮

宮地	社祠名	創立	祭神	由緒
高地休場 ドオク	八幡宮	大宝元(七〇一)九一二五、弘 仁五(八一四)の二説がある	木花咲爺姫命 大物主命・倉稻穗命・稚産靈 命・組長津彦命・組長戸辺命	御三戸神社流失、その木像を祀 る
高地休場 ミヤコ	惣高地神社			
高地休場 バンナ	三戸神社		高男神	
高地休場 マス	蛭子神社		蛭子命	
高地休場 ミヤノ前	龍王宮		海津見命	
高地休場 宮ノ前	八坂神社		須佐乃男神	疫病防衛
休場	河内神社	大宝元(七〇一)九一二五	組長津彦命・倉稻穗命・組長 戸辺命・大物主命・稚彦魂命	農耕神
休場八坂 神社々地	殿島神社	明治二〇(一八八七)一〇	市杵島姫命・事代主命	
柳井川	池野神社	白玉神社に合祀	岡田彦命	
〃	若宮神社		徳之彦命	
〃	野田神社		野田彦命	
〃	六社宮		古田彦命	
〃	鈴木大明神	文化一一(一八二四)一一		平家々臣鈴木家の神
〃	筒井八幡宮	万延元(二八六〇)一四		
〃	白玉神社		天手力男神	

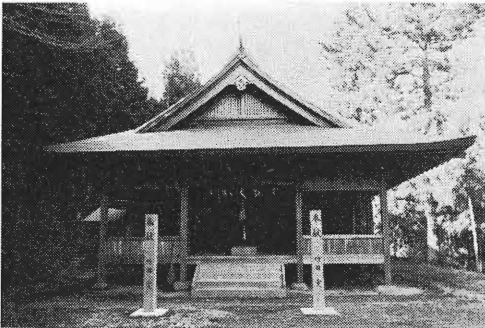
古味	川崎神社	仁平三(一一五三)源頼政建立 明治四二(一九〇九)大崎神社 昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	素盞鳴命ほか八柱
揚宮	揚宮	昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	素盞鳴命・天市比売命
天鏡宮	天鏡宮	昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	天御中主神ほか二柱
古河内宮	古河内宮	昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	国象能売神ほか二柱
熊野御滝宮	熊野御滝宮	昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	天神七尊・地祇五尊
竹原宮	竹原宮	昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	大山祇神
大崎神社	大崎神社	昭和三七(一九三二)現在地奉遷 川崎神社へ合祀	大山祇神
郷角	五社八幡神 (鎌倉神社)	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	帶中津日子尊ほか五柱
木地	白玉神社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	源朝臣頼義・越智宿弥親経が相 模国鎌倉八幡神社を迎えて創立 した。建久三(一一九二)河野 伊予守社殿再建。
名荷	五社神社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	神森宮・三照大明神・御名日月 宮・古郷地宮を合祀して創立さ れた。
久主	大宮八幡神	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	国家鎮護のため国造伊予命によ つて創立された。
岩鉢	六社神社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	大山津見神・鹿尾野比売神
鉢	九社神社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	伊弉諾神・伊弉冉神
〃	笹ヶ峯日月社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	日神・月夜見神
〃	山王藤社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	大山祇神・来名戸祖神
〃	遊池社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	空津彦神・空津媛神
〃	稲村社	延久三(一〇七一)―八建立 明治四四(一九一一)鎌倉八幡 神社へ五社大明神・総郷地五社 大明神を合祀して五社八幡神社 となる 昭和二二(一九四七)―一七五 社神社分社 五社神社に合祀	河野彈正靈・土居次郎靈



早虎神社 (大窪谷)

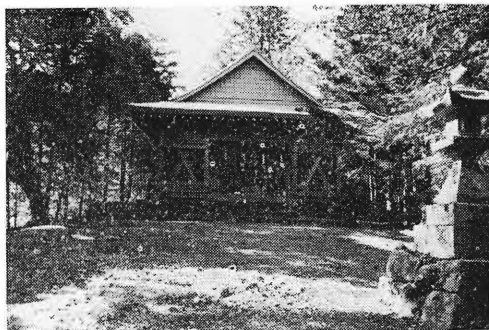


総高地神社 (高地)

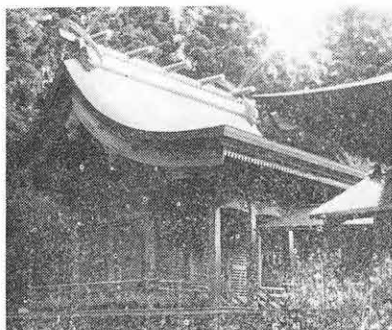


河内神社 (休場)

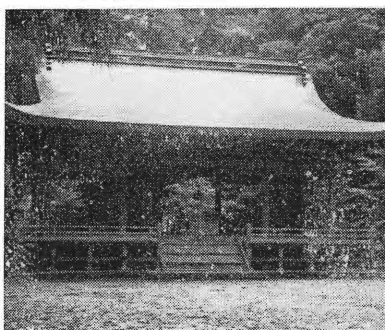
	宮地	
下中上金 社社社谷	社祠名	興國四(一三四三)
〃〃〃	創	
	立	
合月児金 田吉市島谷 弥大興備修 太郎藏三後理 郎靈・靈・靈 靈・松二土大 靈・原宮岐館 靈・興太左左 靈・一 郎近馬 靈・ 靈靈	祭	
	神	
	由	
	緒	



川崎神社 (古味)



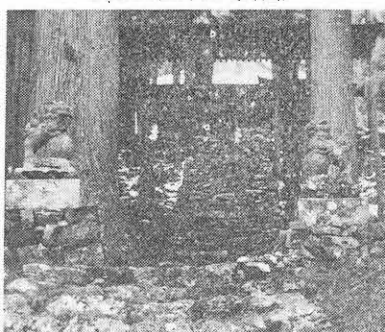
大宮八幡神社 (西村)



五社八幡神社 (郷角)



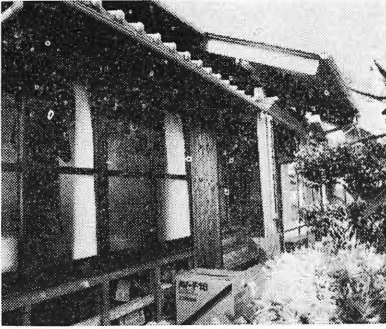
九社神社 (鉢)



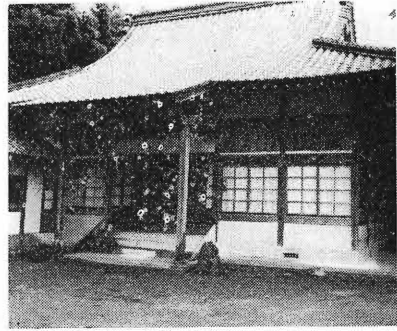
五社神社 (名荷)

第二節 寺院一覽

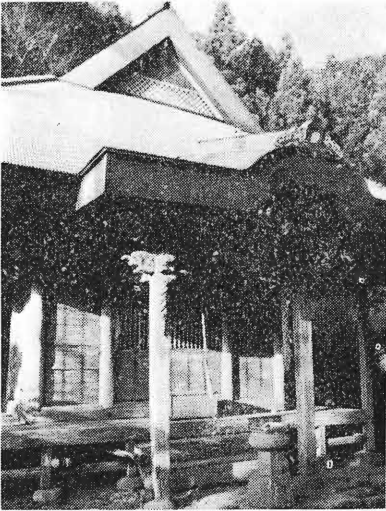
寺院名	所在地	由	緒
福寿山無量寺	柳井川落	曹洞宗永平寺派、上古は浄土宗であったが、元和二(一六二六)―一〇一五、曹洞宗に改む。開山について、魚成の免門山龍沢寺一三世立屋是春和尚と、明神清右衛門の二説がある。永く松木にあったが、火災にあつて焼失、昭和三四(一九五九)年、現在地に移る。	
天王山宝王寺	西谷大成	曹洞宗永平寺派、本尊は地藏菩薩、前身は庵寺として開基されていた。嘉永四(一八五二)年宝王寺と改む。開山は沢応護道和尚である。昭和三〇年代本谷より移る。	
仏頂山大寂寺	中津窪田	臨濟宗妙心寺派、山越天徳寺の末寺で、本尊は千手観音である。治承四(一一八〇)年四月、土岐頼政の創立と伝えられる。昭和二三年まで、今日の中津小学校敷地内にあったが、火災で全焼、現在地に移る。	
円福寺	柳井川鉢	天台宗寺門派、本尊は行基律師自作の薬師如来である。開基について、延久三(一〇七一)―一六、国司伊予守源朝臣頼義及び越智親経等と、仁平三(一一五三)―一一、源朝臣三位頼政との二説がある。	



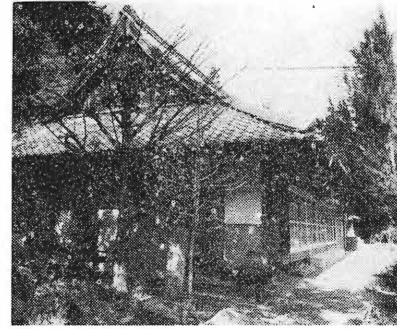
大寂寺(窪田)



無量寺(落出)



円福寺(鉢)



宝王寺(大成)

第三節 教会一覽

教会名	所在地	事蹟
金光教柳谷教会	柳井川落出	安政六（一八五九）一〇―一二、教祖生神金光大神が立教。本部は立教の靈地、岡山県金光町大谷に設立。当柳谷教会は、昭和二三（一九四八）一九―二五設立認可を受け、同二五（一九五〇）一八―三設立登記。同日藤田達教会長に就任今日に至る。
天理教柳井川分教会	柳井川永野	教祖中山みぎ。本部奈良県天理市。当分教会は、昭和二七（一九五二）一九―二八に設立。開教者初代泉ヒナ。二代岡林昭。祭日―月次祭毎月八日、大祭一月、一〇月各八日、御靈祭三月、九月各九日。
天理教伊予松分教会久主布教所	中津 旭	教祖、本部ともに前記柳井川分教会に同じ。布教師井野豊伸。祭日―月次祭毎月一日。明治のころは、窪田で布教、大正年間旭へ移り、昭和三〇年代、伊予松分教会に合流。

第五章 医 療

死の恐怖・生に対する危機は、われわれが抱く最大・最直接の感覚である。傷病はつねにそのかけ橋となり、避けにくい経路となっている。われわれはこの苦からのがれようとする。医療が唯一の非常口として願望されるのである。古来、「医は仁術なり。」と叫ばれ、今日「医療保障は社会保障の最たるもの」とされる理由もうなづかれる。戦前の伝染病から、戦後は成人病・精神障碍・交通事故・自殺等々へと、疾病構造は急変した。化学療法・麻酔技術・大量輸血による外科技術の進歩等々と、医療技術は革新された。これらの変革は、医療制度の整備を、「保険」と「施設」の両翼から迫っていく。医療行財政の不協和が、今日の社会保障の重荷としてわれわれ自身に背負わされる。その対応の展開は「政治編」に譲り、以下わが村に在任し、医療の実際に当った医師・歯科医師について大要を述べる。

第一節 わが村で開業した医師・歯科医師一覧

医師・歯科医師名	事 蹟
藩幕期末	天保七（一八三六）年の大飢饉に続いて、翌八（一八三七）年には、伝染病チフスが流行した。わ

郡医 岡本 祐甫	が西谷村患者多数出て、代官津田半助の命により、郡医岡本祐甫調合の薬による治療を受けた。
医師 大妻文三郎	明治二六（一八九三）年、高知県高岡郡より来村、松木西森栄蔵陰居二階で開業。明治三六（一九〇三）年、落出中居家具店屋敷に移転。数年後、往診の帰途古床坂で落馬死亡。
医師 中居菊次郎	同じころ大窪谷で開業。廃業後は落出に転居して老後を送る。妻中居タキは老後松木小坂家の世話を受ける。
医師 林 某	明治四一（一九〇八）年ごろから、大正五（一九一六）年ごろまで、林医師つづいて安達医師が、
医師 安達 某	西谷本谷渡部石太郎宅座敷で開業していた模様。
医師 吉村 孫吉	明治四三（一九一〇）年、高知県高岡郡窪川町仁井田から雇い入れられ、落出で開業。仁道篤く人格徳望極めて高く、人々から慈父のように尊敬された。昭和三二（一九五七）一六―二二、令息と共に謝恩歓迎会を受く。昭和三七（一九六二）一―二―二、逝去を悼まれ、柳谷村葬を以て敬申される。
医師 大妻 茂喜	故大妻文三郎医師の令息である。大正初期来村して、松木相原の陰居で開業。大正五（一九一六）年ごろ、美川村上黒岩尾貝へ移転開業した。
医師 銚石 友義	本村柳井川川前出身。大正六（一九一七）年より落出で開業。同一二（一九二三）年、本郡久万町上直瀬に移転開業した。

医師 吉村 昭平	故吉村孫吉医師の令息である。昭和三二（一九五七）年、父孫吉医師と共に開業、今日に至る。
医師 伊藤 薫子	本郡美川村上黒岩本組出身。昭和二〇（一九四五）―八、中津旭に開業。昭和三一（一九五六）―一、美川村大字有枝河口に移転開業する。
医師 上野 直道	昭和三五（一九六〇）―七―二六、中津旭に開業。昭和四三（一九六八）―五―二、大分県へ転出した。
歯科医師 正岡健夫	久万町出身、本村西谷古味で成人した。太平洋戦争初期（昭和一五年ごろ）落出朝日屋で開業。同戦争後期（昭和一八年ごろ）、軍属として応召した。
歯科医師 武田 儔	昭和二〇（一九四五）―九―一五、落出松田本館に開業。後、鶴井宅前に移転診療をつづけ、昭和二四（一九四九）―一―三〇、松山市へ転出した。
歯科医師 新田益造	西条市出身。昭和二九（一九五四）―一―二、来村して落出に開業。一旦西条市に転出、昭和四〇（一九六五）―一―二―一四、再度来村して開業診療をつづける。昭和四三（一九六八）―九、新診療所に移る。昭和四四（一九六九）―五―一逝去した。
歯科医師 劉 阿申	昭和五〇（一九七五）―一―二一、来村して落出歯科診療所で診療開始。昭和五二（一九七七）―一―九離村。

歯科医師 蔡 慶珍	昭和五二(一九七七)一六一三〇、来村して落出歯科診療所で診療開始。昭和五五(一九八〇)一六一三〇離村。
歯科医師 森岡 透	本村落出身。昭和五六(一九八一)一六一六、歯科医師として歓迎会の催しを受ける。同日落出歯科診療所で診療を開始して今日に至る。

第二節 わが村における公共医療施設一覽

公共医療施設名	所在地	設立、購入年月日	構造規模等
西谷診療所	大字西谷大成	昭和五一年	木造平屋建、四九、一五平方メートル。工費 三、八〇〇、〇〇〇円
柳谷歯科診療所	大字柳井川落出	昭和四八―一―二〇	鉄筋コンクリート建、四階 六九、八坪 総経費(医療機械購入費を含む) 九、二〇〇、〇〇〇円

第六章 治 安

治安は、社会の不安・動揺・混乱などの発生を防ぎ、発生したそれらの状態をとり除いて、社会の秩序を持ちつづけることである。今日の社会は、その進歩の度が激しくなるにつれ、ますます多様になり複雑になってゆく。そのため、治安の必要は増していき、治安の成果は、次第に収めにくくなってゆく。こゝにおいて、社会一般の人々の自覚をうながし、それに伴って、行政によるひきしめ、とりしまりの効果を収めねばならないの感を強くする。以下、わが村における各般の治安活動の施設の概要について述べよう。

第一節 警察行政の概要

わが村の警察行政整備の経過表

元 号 年 月 日	制 度 の 整 備 経 過
明 八 (一八七五) 一五	愛媛県第七大区第二支屯所を、柳井川村松木(早虎神社前鳥居の南横二階)に置く。
明 一 一 (一八七八)	松山警察署久万分署日野浦交番所(管内)となる。
明 一 九 (一八八六) 一八	警察区画改正—久万警察署となる。久万警察署柳谷巡查駐在所設置(松木)。
明 三 三 (一九〇〇)	警察区画一部改正、同時巡查部長派出所設置(以後屢追加)。

明三四（一九〇二）	柳谷巡查駐在所を落出（現センター位置）に移転。落出巡查駐在所と名称変更。
明四四（一九一一）―八―三一	中津村本村にあった中津駐在所を磯が成に移転。
同 一九	伊予水力電気株式会社よりの庁舎新築寄附により、柳谷巡查駐在所を落出現森林組合の位置に移転。
大元（一九二二）―一―二五	中津久主巡查駐在所を旭に設置。
昭一六（一九四二）―四―一二	柳谷村巡查部長派出所設置―字オチデ現森林組合の位置。
昭二四（一九四九）―一〇―一	西谷巡查駐在所設置―大字西谷大成
昭三二（一九五七）―二―四	久主巡查駐在所を廃止。
昭四三（一九六八）―四	国道三三号線沿い現在地へ移転。
昭四九（一九七四）―四―一	柳井川巡查駐在所を柳谷村巡查部長派出所に統合。

柳谷↓落出↓柳井川巡查駐在所勤務員一覧

氏名	就任年月日	氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
大杉元造	明二九・一・一	河野菊次	明三八・五・一	石丸量	大八・一〇・二
中村臣雄	三〇・三・一	町田米馬	三九・三・一	久保喜久雄	一〇・九・二〇
橋本徳太郎	三三・五・一	黒田豊吉	四一・九・一	河村辰太郎	一二・一〇・二〇
渡部六郎	三五・一・一	大沢久五郎	四二・一〇・一	芥川敏市	一四・四・一
筒井信次	三六・七・一	宵川万五郎	大ニ・一〇・一	藤田正文	昭二・四・五
高木倉次郎	三七・二・一	奥林議太郎	三・一〇・五	安田竹之助	二・一一・八

西谷巡查駐在所勤務員一覽

氏名	就任年月日	氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
戸井田之五郎	昭三・一・五	向井肇	昭二・一・九	祖母井尊憲	昭三七・二・一四
平岡古寿	四・三・三一	金樹守雄	二・三・四	堀内幸吉	三八・九・一
白石佑一	五・一二・四	浅海重清	二・三・六	白方英樹	三九・四・一
西坂清一	七・一・二三	竹内富士雄	二・三・五	泉管市	三九・九・一
兵頭則行	八・八・一八	氏原虎雄	二・三・九	祖母井尊憲	三九・九・一
得居登	一一・一二・三一	小倉勸	二・五・五	泉管市	四〇・一・一七
土居佑一	一三・八・二九	平田国一	二・六・一〇	祖母井尊憲	四〇・一・一七
渡辺治	一三・一一・一	竹崎猶衛	二・七・三	高岡軍一	四〇・七・一五
重松友雄	一四・二・七	坂本健二	二・七・一二	白方英樹	四二・四・一
水野毅	一四・七・二四	金子省吾	二・九・四	佐野修二	四三・四・一
竹崎猶衛	一四・一二・三一	清水鉄雄	二・九・一	二神崇	四三・一・〇
今井善正	一六・五・二九	一色鉄光	三・〇・三	浜田彰	四四・四・一
重川豊昭	一六・一二・一	内田文雄	三・二・二	村上清次	四五・四・一
中野春夫	一八・二・一	東森進	三・三・一	泉雄騎	四六・三・二三
大西実	一九・六・一一	大谷昭広	三・三・二	增田信一	四七・四・一
崎山義忠	二〇・八・二四	堀内幸吉	三・六・四		

中津地区巡查駐在所勤務員一覽

石丸征一	得居登	後藤常太郎	山内善一	汐見嘉平	高橋紺次	大藤親次郎	氏名	就任年月日
一二・四・二四	一二・二・六	一一・八・一	昭一〇・七・二三	三・七・一	大二・一・五	明四四・八・三一	氏名	就任年月日
岡田他我次郎	竹内富士雄	山田紀一	杉岡文夫	石本勲	杉岡文夫	曾根義宣	氏名	就任年月日
二四・八・二九	二四・五・二八	二四・四・二八	二四・三・三一	二四・二・二八	二三・九・二	昭二二・六・二二	氏名	就任年月日
門田文雄	堀本幸雄	金子省吾	平田国一	浅海重清	下岡岩夫	石本勲	氏名	就任年月日
二九・一二・三	二八・五・六	二八・三・二七	二八・一・三一	二七・三・一九	二六・一〇・一〇	昭二五・一〇・三一	氏名	就任年月日
川端暢夫	藤本武敏	山内義雄	楠本平八	金子省吾	谷本虎夫	昭二九・四・三	氏名	就任年月日
三七・四・五	三五・一〇・二五	三二・二・四	三〇・一〇・六	三〇・三・二八	三〇・三・二八	三〇・三・二八	氏名	就任年月日
泉雄騎	村上清次	森長久	浜田彰	宗末松美	泉管市	昭三八・六・一七	氏名	就任年月日
四六・三・二三	四五・四・一	四四・八・二五	四三・八・一五	四一・八・一	四一・八・一	四一・八・一	氏名	就任年月日
林時夫	本田宗一	浜田昭彦	増田信一	渡部哲郎	氏家光明	昭四六・八・二六	氏名	就任年月日
五七・四・一	五一・四・一	五〇・三・二五	四九・四・一	四八・四・一	四八・四・一	四八・四・一	氏名	就任年月日

柳谷村巡査部長派出所勤務員一覽

氏名	就任年月日	氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
河野大吉	昭一六・四・一二	寺坂進	昭三三・三・二二	山下淳義	昭四八・八・二〇
鶴原正信	一九・一・二九	渡辺定幸	三四・三・二三	三原次夫	四九・四・一
岡添芳吉	一九・八・五	坂本尚	三七・八・一五	芝良介	五〇・三・二五
小野田稔	二一・五・二	荒木長治郎	三九・九・一	藤野昌秀	五〇・一二・一八
佐伯三郎	二二・三・一七	石尾重徳	四一・八・一	東山昌生	五一・四・一
寺沢利喜雄	二三・二・一	石川武男	四一・九・一九	三好志郎	五六・四・一
横田徹男	二三・一〇・一五	松浦実	四三・四・一	三好靖夫	五八・三・八
和田寛一	二五・一〇・一	前田由夫	四四・四・一		
酒井武雄	二七・八・五	八木勝	四七・四・一		

第二節 消防行政の大要

人類は火をつくることを発明した。自然発生した「自然の火」からヒントをつかんだのであろう。人類のくらしは一変した。火もまたつぎつぎに、新しい力をつくりだす手がかりとなっていく。

火をもつ必要と、火の恩恵を悦ぶ人々に、その火の危険とその排除が求められる。人々のくらしに消防という行為

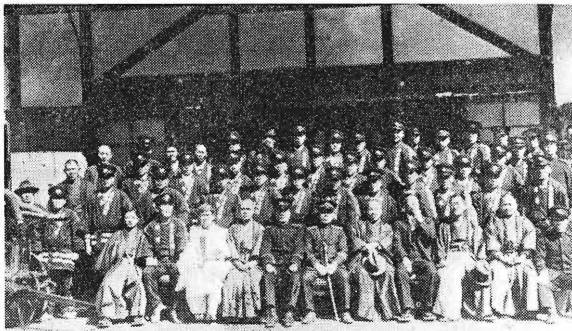
が加わったのである。町のくらしには、古くから消防の制度がつけられた。火消役（万治元一六五八）、十組火消（元禄八一六九五年）、火事場目付（享保七一七三二年）などである。しかし山村のくらしでは、隣近所が助け合って、場合合に力を合わせて、火の危険処理にとりくんできた。

明治以後政治体制が整うにつれて、消防活動は公義務として社会制度に組み入れられた。まず都市では、「町火消」から発達した「消防組」が整備されていった。やがて公共自治体の整備が進められるにつれて、それぞれの消防組の組織が、地方公共自治体の規模に応じて体制化されていった。

わが柳谷村では、大正元（一九一二年）九月九日、消防組がつくられた。

組頭（村長鶴井淺次郎）・小頭（柳井川五名・西谷三名）・消防手合わせで、七〇人ほどの陣容である。地方自治体の公共活動体として発足した組織づくりであったから、村当局、地元警察官駐在所側の助言指導は適切であり、これに應える組員の活動も真剣であった。以後この組制度は三〇年余りつづいているが、その間、泉松太郎・鶴井輝義・正岡勝次郎・梅木優・大野亀福・西川重一郎らの面々が、組頭・小頭などの幹部として、組員の育成につとめてきた。装備は、手押しポンプ・梯子・飛口・まといという揃いで、組員は、紺地に衿、背に文字と赤白線を染めぬいた法被・えどはら・ももひき姿のいでたちである。

戦時体制に入った昭和一四（一九三九）年四月、消防組は、民間防空自治団体であった防護団と合併して、「警防団」となった。この団組織は、



落出公会堂に勢ぞろいした消防組

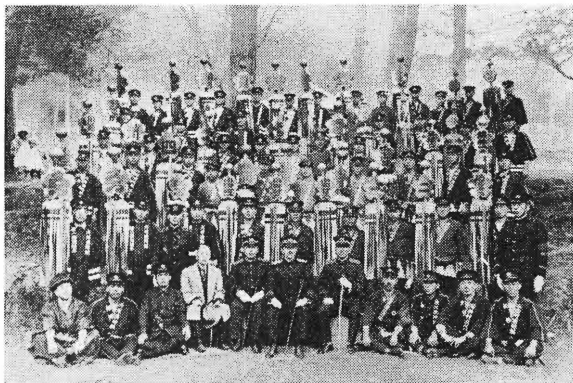
戦時防空活動を主として、昭和二二（一九四七）年までつづいた。戦時防空、防火活動の総元締であるから、消防団長の重責は村長が兼務していた。これまでの消防組の期間は、警察行政の一環を担って、その治安のはたらきを遂行していたものといえよう。

戦後、従来の中央内務行政の大刷新に基づき、「警察行政の独立―警保局から警察庁へ」に伴って、消防行政は、従来の警察行政傘下から離れて、独立行政機構（消防庁設置）となった。市町村に於ける消防行政は、首長の職務権限に属する一般責任行政事項となった。

昭和二二（一九四七）年二月三日、「消防組織法」が公布施行された。同法において、消防任務は大きく拡大強化され明確となる。「消防の任務は、施設、人員を活用して人々の生命、身体及び財産を、火災から保護すると共に、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て任務とする。」と規定する。わが村においては、この消防行政の変革に沿って、「消防組織法」の公布施行と同時に、「柳谷村消防団」に移行した。ついで昭和三七（一九六二）年三月二七日、「柳谷村火災予防条例」同四一（一九六六）年二月二八日、「柳谷村消

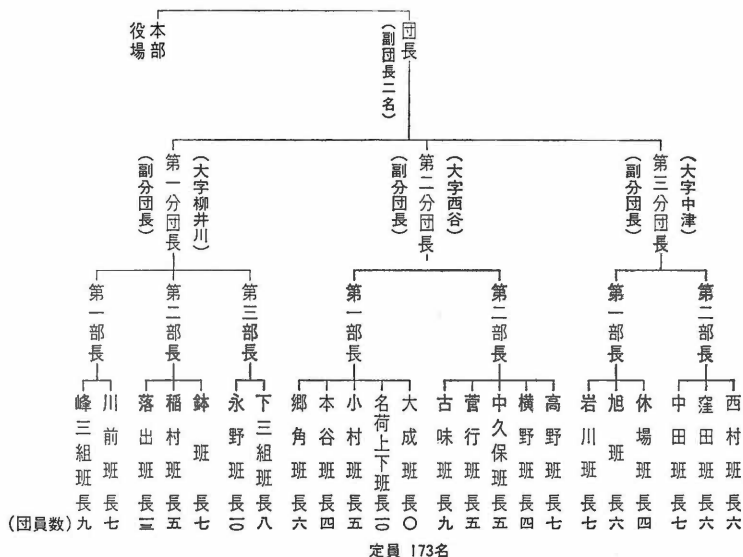


消防出初式



消防団員勢ぞろい

第1図 柳谷村消防団組織図
(昭和152—6—25現在)



防団設置条例」、「柳谷村消防団員の定員・任免・服務等に関する条例」、同五二(一九七七)年六月二五日、「柳谷村消防団組織等に関する規則」等を制定して、第一図(柳谷村消防団組織)に見るような組織体制を確立した。その間、鶴井喜久雄(初代団長就任後二二か年)、久保内昭郎(昭和三四年～三六年八月二日)・土居忠(昭和三六年八月二日～同三九年一月一四日)・西川涉(同三九年一月一五日～同四五年九月三〇日)・正岡秀雄(同四五年一〇月一日～同五五年三月三一日)・西野剛二(同五五年四月一日～今日に至る)の各面々が、消防団長に任命されて勤続している。団組織以来、団活動は時代の要請に応え、益々重要となり、今日の団体制の完備を確立するに至った。

本来消防活動は、消火・防火活動と、火水災・地震災に伴う人命救助活動を主たるものとしていた。しかし生活の多様化によって生ずる「傷病事故」は、だいたいが多くなってゆく。ここに至って、消防活動の任務には、「救急活動」を加える必要が生じてきた。昭和

三八（一九六三）年の消防法の一部改正（救急事務の追加）がそれである。

わが村は、同法改正による救急業務追加義務の指定町村ではない。しかし救急移送を要する事故は起り得る。幸に本郡五か町村は、かねてから「生活環境事務組合」を設立して、各種の生活環境事務を遂行している。この組合の業務に、救急業務を行う消防署を追加設置することは、適切な措置であった。昭和五二（一九七七）年六月二二日、本村議会は、「上浮穴郡生活環境事務組合規約の一部を改正する規約」を議決した。議決事項はつぎのとおりである。

上浮穴郡生活環境事務組合規約の一部をつぎのように改正する。

第三条に次の一号を加える

六 消防組織法及び消防法に定める消防事務

ここにおいて、わが村における消防活動は、柳谷村消防団と上浮穴郡消防署（上浮穴郡久万町大字上野尻九〇番地）の連繫により、「救急活動」は上浮穴郡消防署常駐の「救助隊」の活動によって遂行されることになっている。

第三節 防災行政一般

わが村における防災行政一般については、第四編産業・経済・通信・運輸―(三) 光―(3) 通信運輸―その(三)通信柳谷村防災行政無線局を参照されたい。

第四節 交通安全

今日、我々の生活の急激な変化の一つは、「活動のスピード化」であろう。モーターリゼーションによって、交通事故という危険が、常態化してゆく。交通安全が、生活安全課題中の最大項目となった。

わが村では、この差し迫った事態にとり組み、昭和四〇（一九六五）年四月一日、柳谷村交通安全保持条例を制定し、その調査推進機関として、「柳谷村交通安全推進協議会」を設置した。村長は前記協議会の意見を徴して、条例第三条に掲げる各種の事業を推進するため、昭和四〇（一九六五）年四月一日、「交通安全保持条例の運営要項」を定めて、事業運営に当たっている。その主な運営要綱は、交通安全係（一名―総務課員）、交通相談所（役場総務係）、交通指導員（一〇名―非常勤）等の項目から成っている。

第五節 公害対策

公害は、社会環境における事業活動と、人の活動によってもたらされる災害である。だから社会環境開発の低かった昔は、天災はあるが公害はなかった。たとえ公害発生に関わる要素があったとしても、その要素を無公害とする「自然の浄化力」が大きかったからである。文明は自然の浄化力を黙殺して、公害の魔性をほしのままにするに至った。

わが村は、「自然の自浄作用」のたくましい地域である。公害を生む事業活動や人の活動が健全であったからであ

ろう。だから公害対策は、軽少な措置でその効果が収められる。公害として掲げられる項目―大気の汚染・水質の汚濁・土壌の汚染をはじめ、騒音・振動・地盤沈下・悪臭などの被害・廃棄物汚穢のうち、わが村にかかわりの深い、水質汚濁防止法と、廃棄物の処理及び清掃法の諸法について、処理・処置を義務づけられる施設について掲げてみる。

- 一、水質汚濁防止法（昭和四五年一月二五日公布）に関するもの 同法第一条により、工場事業場から公共用水域（仁淀川及びその支流黒川ほか諸谷川）に排出する水による水域の汚濁を防止するため、別表第一―五四 セメント製品製造業の用に供する施設。 五五 生コンクリート製造業の用に供する施設。 六四―二 水道施設のうち浄水の用に供する施設。 七一―三 一般廃棄物処理施設のうち焼却施設。 七一―四 産業廃棄物処理施設。 別表第四―一、畜産農業の用に供する施設 イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 魚類養殖業の用に供する施設。 六 し尿浄化槽（処理人員二〇〇人以下）。
- 二、廃棄物の処理及び清掃法（昭和四五―一二―二五公布）・柳谷村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四八―六一―二六制定）等に関するもの 「廃棄物とは、ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物死体・その他の汚物不要物のうち、固形又は液状のものを指す。

前記二項目のうち、一は特定事項であるから、それぞれの場合に即して行政措置をする。二は全住民の生活にかかわる一般事項であるから、つぎのように対処している。村は、前記廃棄物のうち、廃棄物排出当事者において、焼却あるいは毒性の中和、消却の処理ができるものは、それぞれ適切に処理せしめる。処理・処置の困難であるし尿・金属類・瓶類・陶磁器等は、上浮穴郡生活環境事務組合（久万町大字露峰字大ヤシキ三一七七番地）の活動事項として、全圏域内巡回蒐集―合法施設において処理している。

第七章 保 險

今日の貨幣経済社会に生活するわれわれは、いつもきびしい生計危険と対面している。その生計危険は、経済社会の振幅につれて、生活事故の発生する頻度を増大する。だから事故発生によって受ける、財産損害・労働力の傷害・喪失等のために、被害者個人の「経済必要」は一挙に対決を迫る事態となる。

この経済必要との取り組みについて、被害者個人が持っている力は、経済社会の発達に反比例してよわくなっている。そこでその弱さを補充する社会施設の一つとして、「保険行為」が発明されたのである。

保険は多数者による共同行為である。多数者による施設として、生計危険被害当事者の経済必要を共同で負担する。しかもその負担が、一定額で足りるという事実、基礎が置かれているので、この施設の安定持続を、相対的に強化するのだと考えられる。

わが国の保険施設は、欧米に倣って明治初期から始まった。海上保険から出発して、火災保険が加わり、更に生命保険へと拡がってきた。しかしわが村の人々をはじめ、数多くの庶民の生活に、保険行為がゆきわたったのは、大正五（一九一六）年に始められた官営（通信省↓郵政省）簡易保険によってであろうと考えられる。

今日経済社会の多様化に伴って、保険のはたらきは、人的にも物的にも、すべての人々の生活の全面に及んでいる。わが国では、昭和三六（一九六一）年、国民皆保険の制度の完遂を見るに至った。まことに保険の種類は多様に亘り、その分類は繁煩である。そこで私保険と見られる個人保険は除いて、政策保険と見られるべき、社会保険と経

第1表 大部分の村民に関わりある政策保険

保険の名称	準拠する法令・条例	被保険者加入者等契約者	保険料等に掛関すること	機能の概要
柳谷村国民健康保険(社会保険)	昭30-3-25 柳谷村健康保険条例 昭33-12-27 国民健康保険法	柳谷村民中適用除外者を除いた者 538世帯— 1599人 (昭58-4)	会計規模1億5千6百万円 (56年度)	
国民年金(")	昭34-4-16 国民年金法	783人 (58-4 現在)	408万7千	
交通災害共済保険(")	昭44-4-1 愛媛県市町村交通災害共済組合規約、同共済条例	加入者1517人 (昭57)	掛金1人 年額600円	交通災害見舞金第1等級 100万円 第10等級 1万円 支部長 村長
簡易生命保険(")	昭24-5-16 簡易生命保険法	契約件数 2,006件 昭58/4柳谷局分	契約者の年令、保険期間に応じて区分する	契約期間 10年~終身
学校健康会(")	昭57-6-22 日本学校健康会法	村内中小学校幼稚園の生徒 児童園児全員加入	年額 生徒・児童 410円 園児140円	
農業者年金保険(経済政策)保険	昭45-5-20 農業者年金基金法	加入者21名 受給付者9名 (昭58/4現在)	5年~15年	農業者への年金給付農業者の老後生活安定及福祉向上
農業災害共済保険(")	昭27-6-20 農業共済基金法	米、牛、桑、栗、農家建物	1年毎に更新	農作物・蚕繭・家畜・果樹・畑作物共済に係る保険金給付
森林災害共済保険(")	昭12-3-31 森林国営保険法		加入者は少い	
養殖共済保険(")	昭39-7-8 漁業災害補償法第3節 養殖共済			共済金額は共済価格より算出
商工業者共済保険(")		社保286人、退共2人、小規模企業共済7192、商工貯308口、キカイ9、自共1		種類 社会保険、小規模企業共済、商工貯蓄共済、退職金共済、記帳、倒産防止共済、県火災共済、自動車共済

済政策とに限り、更に村行政に些かなりとも関わりをもつ保険種別を対象にその大要を示すと第1表のとおりである。

第八章 貯蓄

いのちの保持、くらしの持続のための「貯える」本能。再生産のための「備える」衝動。我々人間の「試みる」行為の大部分が、これらで占められているように見える。我々は今まで、食料をはじめ、あまたの生産資料の貯えに、配慮をつくしてきた。今後はこれらに加えて、「知的資料」の貯えによって、「未来の意義」を捉えようとするだろう。人々のくらしを古く遡るほど、貯える行為が物中心である。農家の家のたたずまいに、土蔵・納屋なや・俵戸棚ひょうとだな・地藏じくら等の建築装備がうかがえる。この物中心の貯えの気くばりが、貨幣経済生活期に入っても、貨幣死蔵（たんず貯金）を必要以上にする習性がつづいていた。

明治以後、貨幣流通が経済活動の主軸となる。貨幣所得者は、所得を消費と貯蓄に二分する。更に貯蓄部分をいわゆる貯金と、利子生み資産への投資とに配分する。所得者の貯蓄に因る資本蓄積が、社会的効果を大きくもたらすことになる。資本制社会の充実のため、国民大衆の貯蓄性預金を吸収する政策を制度化することに、政府は具案をめぐらしてきた。「利子」によって国民の老後の保証や、遺産を殖やす貯蓄心を魅力化した。利子の意味を、「所得不消費」に対する報酬であるとか、資金使用に対する使用料とか言われるが、いずれにしろ、「資本運動」が生んだ「剰余価値」であると見られよう。

明治以後の、国民の貨幣所得貯蓄に応じた「貯蓄制度化の跡」と、今日のわが村における「貯蓄施設」の概要を第二・三表に表示する。

第2表 国民の貯蓄行為に応ずる社会施設

制度の種別	準拠規程と業務開設	施設の充実経過
郵便局が扱う 国営貯金事業	明治8（1875）—12制定した 郵便規則—郵便預規則 明治9（1876）より実施 昭和22（1947）郵便貯金法	名称の変遷 貯金→駅通貯金→郵便貯金 明治・大正・昭和を通じて進歩 した。 昭和42（1967）—2 現在 2億7400万口座、貯金総額3 兆2555億円
貯蓄銀行業務	明治23（1890）貯蓄銀行条例 制定 大正10（1921）貯蓄銀行法制 定	大正10（1921）貯蓄銀行条例廃 止 昭和56（1981）貯蓄銀行法廃止
普通銀行業務	昭和2（1927）銀行法制定	昭和56（1981）—6—1全部改 正 同第10条第1項第1号 預金又は定期積立の受入
相互銀行業務	昭和26（1951）—6—5 相互銀行法制定	同法第2条第1項第2号 預金又は定期積立の受入
信用金庫業務	昭和26（1951）—6—15 信用金庫法制定	同法第53条第1項第1号 預金又は定期積立の受入
産業組合業務	明治33（1900）—3—7 産業組合法制定	昭和23（1948） 産業組合法廃止
農 業 会 業 務	昭和18（1943）—3—11 農業団体系制定	昭和22（1947） 農業団体系廃止
農業協同組合 業務	昭和22（1947）—11—19 農業協同組合法制定	同法第10条第1項第2号 組合員の預金又は定期積立の 受入

第3表 わが村における貯蓄施設の概要

貯蓄施設の名称	所在地	組織・活動概要	経営状況概要
柳谷郵便局	柳井川落出	明治29(1896)10—16 貯金業務開始	預入件数18621件 〃 総額3億8960万円 払出件数3788件 〃 総額4億1750万円 昭57(1896)年度
西谷郵便局	西谷大成	昭和13(1938)9—11 貯金業務開始	預入件数2191件 〃 金額1億302万円 払出件数1397件 〃 金額1億3271万円 昭57(1896)年度
中津郵便局	中津旭	昭和11(1936)6—16 貯金業務開始	預入件数9990件 〃 総額2億1998万円 払出件数2180件 〃 総額1億8980万円 昭57(1896)年度
柳谷村信用購買組合 (柳谷村昭和信用組合)	柳井川落出	大正2(1913)—7 設立業務開始	昭和3(1928)柳谷村 昭和信用組合ト名称 変更 昭和9(1934)年度 組合員518人、 出資口数1172口、 預入金額73871円 貸付金額50606円
柳谷村農業会	柳井川落出	昭和19(1944)—4 柳谷 村昭和信用組合より 引継設立、業務開始	昭和23(1948)—8— 14解散
柳谷村農業協同組合 (久万農業協同 組合柳谷支所)	柳井川落出	昭和24(1949)—2— 25設立業務開始 昭和48(1973)—7— 1合併	預金受入金額35億589 万円 〃 払出〃 43〃4454 万円 昭57(1896)年度
伊予銀行久万支 店 落出特別出張所	柳井川落出	昭和28(1953)—6— 11柳井川475番地に 伊予銀行久万支店落 出話所開店 昭和31(1956)銀行店 舗制度の変更により 落出出張所となる。 昭和37(1962)現在地 に新築移転 昭和55(1980)—3— 1店名が落出特別出 張所となる。	入金総額141億7998万 円 出金総額141億1837万 円 昭57(1896)年度
愛媛信用金庫久 万支店 落出出張所	柳井川落出	昭和33(1958)—12— 15開店 〃 46(1971)—5—13 柳井川494—1へ移転	昭和53(1978)—2— 28閉店